

株主のみなさまへ

2004年 12月 3日

日本テレビは、本年11月5日の有価証券報告書訂正などに関連する一連の問題につきましてその改善策を検討してまいりましたが、この度「改善報告書」としてまとめ、本日、東京証券取引所に提出しました。この報告書に盛り込んだ「改善措置」について、下記に掲載させていただきます。

これは、このたびの事態を深く反省し、かかることのなきよう、業務改善、コンプライアンスの徹底、正確かつ厳格な情報開示を実践していく指針とするものです。株主の皆さまには、ご一読き、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお今回、株式関連業務の体制を強化するため、総務局に株式部を12月1日付けで新設いたしました。今後は株主及び投資家の皆さまに、より充実したサービスが提供できるように努めてまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



日本テレビ放送網株式会社
代表取締役 社長 間部 耕平

東京証券取引所(東証)に提出した「改善報告書」(抜粋)

1 経緯

(経緯につきましては、当社ホームページで11月17日に公開したものと同様の内容ですので、省略いたします)

2 改善措置

今般の訂正により投資家の皆様には多大なご迷惑・ご心配をもたらしたことにつきましては、法令・会社情報開示及び東証あて一部提出書類の記載の重要性についての当社の認識が足

りなかったものと深く反省し、今後は二度と本件のような問題を生じさせることがないように、業務改善を進める所存であります。

本件の事態を招いた原因は、内部管理体制の欠陥並びに役員・関連各部局担当者における法令・情報開示及び東証あて一部提出書類の重要性についての認識不足にあります。従って、管理監督体制の見直し・機能強化という制度面での改善と共に、役員・従業員に対する法令等の周知徹底・意識改革という両面が必要であり、そのために以下の措置を実施することと致しました。

(1) 経営面の見直し

① 監査役会の機能強化

・「監査役会が必要に応じて関連部署に、調査を命じ報告を求める事ができると共に、関連部署は重要事案の発生を認識した場合には遅滞なく監査役会に報告する」というルールを明確化します(「監査役会規定」の一部改定を、平成17年2月開催予定の監査役会で決議する予定です)。この目的の一つは、有価証券報告書等の重要な情報開示の手続き及び提出書類の作成手続きにおいて、必要な措置がとられているかどうかまで、監査役がチェックすることであることを明確に社内に意識させ、また実際にこれを行って、より適切な開示を実行することにあります。

② 「株式部」の新設

総務局内に株式業務を専任で担当する部署として、「株式部」を新設しました(平成16年12月1日付)。今回の有価証券報告書等における誤った記載の一つの原因となった大量保有報告書の取り扱いに関して、不適切な点があったという反省に立って、正確でより細やかな株式業務を推進する事を目的としております。今後、専門職スタッフの増強などで、更に機能の強化を図る予定です。

③ 役員の意識強化

・法令遵守・情報開示及び提出書類の重要性について役員・執行役員の意識を強化・改善するための研修を実施致します。今回の事案に鑑み、本年12月第2週に第一回目を開催し、以後定期的に年1回から2回開催致します(新任役員の就任に合わせて、毎年7月は定時の開催とします)。

(2) 業務面での見直し

① 決算関連事項に関する総合検討組織の設置

・決算に関わる各部局(経理局・総務局・経営戦略局)担当者からなる常設の総合検討組織(人事発令による仮称「決算業務連絡委員会」)を新設致します(平成17年3月設置予定)。同委員会においては、決算期(中間期・通期)ごとに事前に定期的な検討会を開催し、有価証券報告書等の提出書類について必要な記載事項・開示事項・期中における発生事項等の確認を行います。特に株式事務につきましては、決算期(中間期・通期)に証券代行機関である中央三井信託銀行株式会社を交えた会議を開催し、事前に問題点の有無及びその対応を検討・確認致します。また、監査役の求めがあった場合には、その出席を認め、また報告を求められた場合にはこれに答える事を義務付けます。

② 社内の連携強化

- ・ 関東財務局・東京証券取引所・総務省等の関係当局からの指導・伝達情報等について関連部局が即時に同一レベルで認識出来るようにするため、関連各部局を横断する連絡体制を構築致しました(平成16年12月1日実施)。

- ・ 常時適切に会社情報開示が行われるよう、株式部・経理局事務担当者とIR部・総合広報部との連携を緊密に致します(情報交換会議を月例で開催。平成16年12月より開始予定)。

③会計監査人との連携強化

- ・ 会計監査人(監査法人トーマツ)の監査に先立ち、同法人より決算に係る事前チェックポイント・チェック項目の提示を受け、経理局における社内チェックの機能を強化させます。

- ・ 会計監査人との間で、決算監査時だけでなく日常的に会合を持ち、会計・決算に関する問題点の発見・解決が常時出来るよう連携を深めます。

④関係部署従業員の認識強化・スキルアップ

- ・ 経理局総務局等の関係部署の従業員を対象に、財務諸表規則等が新たに施行・改訂される都度、公認会計士資格を有する従業員を中心として勉強会を実施し、関係者全員が常に最新の情報を認識・理解して、業務処理のスキルアップを図れるよう体制を整備します。なお第1回は平成16年12月中に実施を予定しております。

<なお本文全文については東京証券取引所のTD-ネット等に「改善報告書」として掲載されています>

以上